

川越市広告入り窓口用封筒の無償提供に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、市民等が窓口で受け取った証明書等を入れる封筒(以下「窓口用封筒」という。)の無償提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 窓口用封筒 市が交付した各種証明書等を持ち帰るために、市民等に提供する封筒で、市の業務案内及び企業等の広告が印刷されたものをいう。
- (2) 無償提供者 窓口用封筒に広告掲載を希望する者を募集し、広告原稿の事前確認及び校正その他の広告主との調整等広告掲載に係る一連の業務を行い、市に窓口用封筒を無償提供する事業者をいう。

(窓口用封筒の規格等)

第3条 窓口用封筒の規格、枚数、広告の掲載位置その他の条件は川越市広告入り窓口用封筒の無償提供者募集要項(以下「募集要項」という。)で定めるものとする。

(設置場所)

第4条 窓口用封筒は、市民課、川越駅西口連絡所、市民センターその他市長が指定する場所に設置するものとする。

(設置期間)

第5条 窓口用封筒の設置期間は、1年間とする。ただし、市は無償提供者と協議の上、3年を限度に設置期間を延長することができる。

(無償提供者の募集)

第6条 無償提供者の募集は公募とし、市ホームページへの掲載等により行うものとする。

2 募集に関し必要な事項は、募集要項で定めるものとする。

(無償提供の申込み)

第7条 窓口用封筒の無償提供をしようとする者は、川越市広告入り窓口用封筒無償提供申込書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(無償提供者の決定)

第8条 市長は、前条の申込書を受理したときは、川越市広告入り窓口用封筒の無償提供者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の審査を経て無償提供者を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により無償提供者を決定したときは、川越市広告入り窓口用封筒無償提供者選定結果通知書(様式第2号)により申込者全員に選定結果を通知するものとする。

(選定委員会)

第9条 前条の選定委員会は、市民部長、政策企画課長、総務課長、地域づくり推進課長及び、市民課長で構成し、委員長は市民部長とする。

2 無償提供者の選定に当たっては、選定委員会において書類審査を行い、総合的評価により選定する。

(確認書の締結)

第10条 市長は、無償提供者を決定したときは、窓口用封筒の無償提供に関する確認書を無償提供者と締結するものとする。

(広告の掲載基準)

第11条 窓口用封筒に掲載する広告内容等は、川越市広告掲載基準(次条において「基準」という。)を遵守しなければならない。

(広告の募集)

第12条 広告主及び広告の募集は、無償提供者がこの要領及び基準の規定に従い募集するものとする。ただし、次に掲げる内容及び業種については、掲載しない。

- (1) 販売期間等の期日の表示
- (2) 冠婚葬祭関係事業

(作成上の注意事項)

第13条 無償提供者は、広告主の募集に当たり自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

2 無償提供者は、広告内容、色、形状等の窓口用封筒の仕様について、事前に市長と協議し、市長の承諾を受けた後に作成しなければならない。

3 無償提供者は、窓口用封筒の数量並びに納品の時期及び場所について市長の指示に従うものとする。

4 無償提供者は、窓口用封筒の原稿を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

(経費の負担)

第14条 窓口用封筒に掲載する行政情報及び広告の製作費、窓口用封筒の供給・回収経費、広告主の募集等その他の窓口用封筒の提供に要する費用は、すべて無償提供者の負担とする。

(設置の中止)

第15条 市長は、市民に窓口用封筒を提供することが不適切と認めるときは、窓口用封筒の提供を中止することができる。この場合において、無償提供者は、当該窓口用封筒を回収の上、代替の封筒を提供するものとする。

(広告内容等の変更)

第16条 市長は、窓口用封筒の広告内容その他が、この要領の規定に抵触していると判断されるときは、無償提供者に対して変更を求めることができる。

(無償提供者の取消し)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、無償提供者への催告その他の何らかの経路を経ることなく、無償提供者の決定を取消することができる。

- (1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (2) 指定する期日までに窓口用封筒の納入がないとき。
- (3) 前条の広告内容等の変更を無償提供者が行わないとき。

- (4) 無償提供者が虚偽の申請をしたとき。
- (5) 無償提供者から書面により決定の取消しの申出があったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、窓口用封筒への広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 前項の規定により決定を取消した場合においては、市長は無償提供者に対し、その賠償の責めを負わない。

(無償提供者の責務)

第18条 無償提供者は、窓口用封筒の広告の内容に関する苦情その他の問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

2 第三者から、窓口用封筒の広告に関連して損害を被った旨の損害賠償請求がなされた場合は、無償提供者の責任及び負担において解決するものとする。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、窓口用封筒の作成及び無償提供に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年12月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年7月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月17日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

川越市広告入り窓口用封筒無償提供申込書

年 月 日

川越市長

申込者

(所在地)

(名称及び代表者)

印

川越市広告入り窓口用封筒の無償提供者に応募したいので、以下のとおり申し込みます。

なお、この申込書及び関係書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

添付書類	1 川越市広告入り窓口用封筒の無償提供に関する提案書及び封筒の見本 2 最近2か年分の納税証明書 3 会社の登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 4 会社の概要
担当者氏名	
連絡先	電話番号： FAX： メールアドレス：

※申込みにあたっては、川越市広告入り窓口用封筒の無償提供に関する取扱要領及び川越市広告入り窓口用封筒の無償提供者募集要項の内容を遵守するとともに、市税等の納付状況を市が調査することを承諾します。

様式第2号(第8条関係)

川越市広告入り窓口用封筒無償提供者選定結果通知書

第 号

年 月 日

様

川越市長

年 月 日付けで申込みのあった川越市広告入り窓口用封筒の無償提供について、下記のとおり決定しましたので、川越市広告入り窓口用封筒の無償提供に関する取扱要領第8条第2項の規定により通知します。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> 無償提携者として決定します
	<input type="checkbox"/> 無償提携者として決定しません